# JA常陸提携店登録申込書

FAX
応募用紙

常陸農業協同組合 行
FAX.0294-72-9172

令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 名　称 | |
| （法人名） | 印 |
| （担当名） | |
| 住　所 | |
| 電話番号 | |
| （業　種） | |

下記の通り、JA常陸提携店登録を申し込みます。

| | |
|---|---|
| 特典提携期間 | 令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 |
| 特典内容 | ※具体的内容及び他の特典等との併用可否等について記入してください。 |
| P　R | ※店舗･施設をPR（40文字以内）してください。JA広報誌へ原則そのまま掲載します。 |

**【お問い合わせ】** JA提携店について、ご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。
常陸農業協同組合 本店 総務部 企画広報課［地元だいすき提携店担当］まで
〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町3889　TEL.0294-72-9117

**FAX.0294-72-9172**

# 〈JA常陸提携店募集要領〉

**1.趣旨**

JA常陸(以下「当JA」)組合員のサービス向上を図るため、また、地域に根ざすJAとして、地域にある店舗の利用を促進するため、JA提携店を募集します。

**2.JA提携店の定義**

当JA組合員向けに、割引・無料サービス等の特典をご提供いただける管内及び近隣地域の店舗とします。

**3.募集する業種**

1.事業者（個人・法人）が行うもの
①JA事業と競合しない業種
②風俗営業法の対象とならない業種
2.公共施設

**4.JA提携店から提供いただく特典（例）**

1.割引
料金・代金等の定額又は定率割引 等
2.無料サービス
飲食物・品物等の無料サービス 等
3.その他
粗品の進呈、ポイントの付与 等

**5.JA提携店となるメリット**

1.当JA情報誌や当JAホームページへの情報掲載
JA提携店が提供する特典等について、当JAが発行する情報誌や当JAホームページに無料で掲載します。なお、掲載の内容・時期・方法は当JAが決定します。
2.認知度アップ
JA提携店になることで、組合員等への認知度向上が期待できます。

**6.JA提携店登録の流れ**

1.応募
JA提携店の趣旨をご理解のうえ、「提携店登録申込書」に必要事項を記入し応募してください。応募にあたっては、7.（反社会的勢力の排除）に定める事項を確約いただきます。なお、JA提携店の登録は無料です。
2.提携店証の交付
応募内容を審査のうえ、JA提携店証を交付させていただきます。JA提携店証は分かりやすいところに掲示してください。なお、審査の結果、登録をお断りする場合があります。審査の内容についてはお答えいたしかねます。
3.特典提供の開始
提携店登録申込書に記載した期日より特典提供を開始してください。特典内容は当JA情報誌や当JAホームページに随時掲載します。
4.JA組合員証の確認
特典は当JA組合員証を確認して提供してください。
5.特典の提供継続の確認
必要に応じ、当JAよりJA提携店に特典内容等について確認させていただきます。
特典提携期間は原則1年間とし、当JA又はJA提携店から特典提供の終了の申し出がない場合は、自動継続とします。
6.特典提供の休止・終了
（1）特典提供を休止又は終了する場合には、JA提携店はすみやかに当JAに申し出ることとします。休止の場合は、その理由及び再開時期をあわせて申し出ることとします。
（2）休止期間は最大で6か月とします。ただし、店舗の改装・改修工事、災害その他やむを得ない事由があり、再開の見込みが明らかであると当JAが認めた場合は、当JAが承認する期間まで休止期間を延長することができます。
（3）前号ただし書により休止期間を延長した場合、JA提携店は、当JAの求めに応じて再開に向けた状況を報告することとします。
（4）休止期間中は、当JA情報誌・ホームページへの掲載を停止し、又は休止中である旨を表示します。JA提携店は、休止期間中、JA提携店証の掲示を控えることとします。
（5）休止期間を経過しても再開の申し出がない場合、JA提携店登録は自動的に終了するものとします。

**7.提携店登録の取消し**

当JAは、JA提携店が次のいずれかに該当すると判断したときは、書面により通知のうえ、JA提携店登録を取消すものとします。
（1）JA提携店に対する社会的信用が著しく低下した場合
（2）特典内容に虚偽があった場合
（3）正当な理由なく特典の提供を行わなくなった場合
（4）本要領に違反した場合
（5）その他、JA提携店としてふさわしくないと当JAが判断した場合

**8.登録終了時の措置**

JA提携店登録が終了した場合（JA提携店からの申し出による終了、取消し及び休止期間の経過による終了を含む。）、JA提携店は、すみやかにJA提携店証の掲示を取りやめ、これを廃棄し、当JAは情報誌・ホームページへの掲載を削除します。

**9.その他**

①特典(割引等)に対する当JAからの補填は原則として行いません。
②提携店登録申込書記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに当JAに連絡することとします。
③JA提携店制度発展のため並びに当JAとの信頼関係構築のためアンケート等をお願いすることがあります。
④JA提携店と当JA組合員との間の取引、特典の提供その他に関して生じた紛争等について、当JAは責任を負わないものとします。

**7.反社会的勢力の排除**

1.JA提携店は、自ら又はその役員等が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2.当JAは、JA提携店が前項に違反したと判断した場合、何らの催告を要せず、直ちにJA提携店登録を取消すことができるものとします。

**8.個人情報の取扱い**

提携店登録申込書に記載された情報は、JA提携店の登録・管理、当JA情報誌・ホームページへの掲載及び本制度に関する連絡のみに利用します。

**9.要領の改廃**

当JAは、必要に応じて本要領を改正し、又は廃止することができるものとします。改正又は廃止は、当JAホームページへの掲載により効力を生じるものとします。

**附 則**

この要領の改正は、令和8年10月28日から実施する。

以上